



議案第 九 号

上西谷地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）の経費の

賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり上西谷地区ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第三項の規定により本議会の議決を求める。

昭和六十年一月三十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年五月参拾日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

一	事業の名称及び工事名	ほ場整備事業（土地改良総合整備事業）
二	施行場所	上西谷地区ほ場整備工事 三朝町大字上西谷地内
三	経費の賦課基準	事業費の三〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。
四	徴収の時期	各年度毎に工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間とする。
五	徴収方法	金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。